

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了	H27.10.14
改定	H27.08.18、H27.07.21
作成	H27.06.05、H27.04.14
	H27.02.18、H26.10.07
	H26.08.21

検討課題	40	<ul style="list-style-type: none"> ・機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは ・市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは 	
区分	I - B		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(市民の参画)</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>	
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営方法について ・議場、委員会室の運営について 		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条6項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規定。 ・現状の委員会運営は、予算決算委員会の予算と決算審査については、理事会で確認し運営している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会、予算決算委員会、議会運営委員会等の会議についての内、まずは常任委員会での運営について議論。 ①現在の審議方法を見直し、議論が活発となる委員会運営について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営方法について検証し、更に活発な議論ができる委員会運営についての検討 ・本会議、予算・決算審査のライブ中継を26年度9月定例会から開始するにあたり、今後の展開と常任委員会のライブ中継を検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
<p>質疑の事前通告、質問時間順序について等</p> <ul style="list-style-type: none"> • その他の常任委員会では、特に決め事はなく、議案審査も特に委員長より申し出がない場合を除き、一括審査としている。 • 議場のカメラシステムについては、庁内テレビ用に平成5年12月定例会から設置。 • 平成16年6月定例会から、ケーブルテレビでの放映がスタートするとともに対面式を導入。 • 平成16年12月定例会から、議場の前後の壁に45インチの液晶モニターを2台設置。 • 平成18年12月から、議場の議長席横に議員の質問席用のカメラ1台を増設。 • 平成21年9月定例会から、本会議のインターネットでの録画配信をスタート。 • 平成22年9月定例会から、決算委員会のインターネットでの録画配信をスタート。 • 平成23年1月からテレビ放送のデジタル化に伴い、アナログ映像をデジタルに変換して放映。 • 平成23年3月定例会から、予算委員会のインターネットでの録画配信をスタート。 • 平成26年9月定例会から、本会議及び予算決算委員会について、インターネットでのライブ配信をスタート。 • 委員会室について、現状のマイクが製造中止で増台することができず絶対数が不足しているため、執行部が出席する委員会では、2人に1台となり、クリアな音声で録音できない。 • 委員会室のマイクは有線方式であるため、室内にケーブルを張り巡らせるため、ケーブルが抜けるアクシデント等が頻繁に発生する。 • マイクスイッチの入力を事務局では操作することができない。 • 委員会室のマイクは、アナログ方式である。 • 予算決算委員会の映像は、ホームビデオカメラで撮影しているため、画質が悪い。 • 議場のカメラシステムは、平成5年に導入したもので、老朽化による不具合が幾度となく発生し、その都度修繕で対応している状況である。また、カメラがアナログであるため、画質が悪い。 	<p>②将来のライブ中継も視野に入れての運営方法について検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 委員会室のマイクシステムの更新について検討。 • 常任委員会のインターネット配信を見据え、委員会室へのカメラシステムの導入を検討。 • 行政情報番組のハイビジョン化に合わせ、議場のカメラシステムの更新について検討。 • 委員会のインターネット配信の範囲についての検討。 	<ul style="list-style-type: none"> • この検討過程として、ライブ中継の見合う委員会の運営方法について検討を行う。 • 平成26年9月定例会から、本会議と予算決算委員会のライブ中継を開始。 • 将来のインターネット配信を見据え、議案審査の方法について現在の一括方式から個別審査に改めるとともに、委員の発言も予算決算審査方式（1人当たりの持ち時間制）の導入を検討。 • 委員会室のマイクシステム（アナログ）をデジタル化するとともに有線から無線方式に更新する。（平成27年度） • 委員会室にインターネット配信用のカメラシステムを導入するとともに、併せて委員会室のレイアウトを更新する。（平成27年度） • ケーブルテレビ（行政情報番組）のハイビジョン化に合わせて、本会議場のカメラシステムを更新する。（平成27年度） • 常任委員会における議案の審査については、議案ごとに説明を受け、質疑することを確認。（平成27年2月18日第28回検討部会） • 常任委員会における議案の審査について、平成27年3月定例会より、1議案ごとに審査することを正副委員長会議で確認（平成27年3月12日） • 委員会室の機の更新、レイアウトの変更。平成27年3月19日に指名審査会、平成27年4月14日に入札予定。 • 委員会室のカメラ・マイクシステムの更新。平成27年4月30日に指名審査会、平成27年5月中旬に入札予定。 • 委員会室のレイアウトの変更は、平成27年6月定例会から、委員会室のカメラシステムの新設、マイクシステムの更新及びインターネット配信は9月定例会から行うことを確認。（平成27年5月22日第13回議会改革推進会議） • 委員会室の机については、平成27年4月14日に指名競争入札により業者が決定し、4月22日に契約、6月3日に納品された。

		<ul style="list-style-type: none">・カメラシステムについては、平成27年5月22日に指名競争入札により業者が決定、5月25日に仮契約し、6月定例会において議案として提案された。・平成27年6月29日にカメラシステムの新設について議決され、本契約となる。・平成27年8月11日に職員の機器の操作研修を実施。・平成27年9月定例会より、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各常任委員会及び予算決算委員会各分科会のインターネット配信（ライブ・録画）を開始し、完了とする。
--	--	--